

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2013(平成25)年9月19日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲42	实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(抄)	写 平成25年6月28日	原子力規制委員会	原子炉等規制法第43条の3の6第1項4号でいう原子力規制委員会規則で定める基準としてこの規則が定められている事実。 第3条において「設計基準対象施設の地盤」が、第4条において「地震による損傷の防止」が、第5条において「津波による損傷の防止」がそれぞれ定められている事実及びその内容。	
甲43	实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(抄)	写 平成25年6月19日	原子力規制委員会	甲42の解釈が定められている事実及びその内容	
甲44	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(抄)	写 平成25年6月19日	原子力規制委員会	地震動の評価過程に伴う不確かさについて、適切な手法を用いて考慮されていることを求めている事実。 断層モデルを用いた手法によるものについては、震源特性パラメータの不確かさについて、その設定の考え方が明確にされていることを確認すること、支配的な震源特性パラメータ等の分析をすること、必要に応じた不確かさの組み合わせによる適切な考慮を行うこと等が定められている事実。	
甲45	新潟県中越沖地震を踏まえ原子力発電所等の耐震安全性に反映すべき事項に関する原子力安全委員会への報告及び原子力事業者等への通知について(抄)	写 平成20年9月4日	原子力安全・保安院	2007年7月に発生した新潟県中越沖地震を踏まえ、原子力安全・保安院が「震源特性としては、短周期レベルが平均的なものよりおよそ1.5倍程度大きかったこと及び3つのアスペリティのうちの一つが敷地に近く強い地震波が伝播したこと」を考慮するよう事業者に求めた事実	
甲46	強震動予測レシピ	写 2008年4月11日	入倉孝次郎	断層モデルのパラメータには不確定性(誤差)があること	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲47	美浜・大飯・高浜発電所の基準地震動Ssの再評価について(抄)	平成21年 10月9日	相手方	訴外関電のFo-A - Fo-Bの連動と熊川断層についての断層モデルパラメータの内容	
甲48	FO - A ~ FO - B断層と熊川断層の連動を仮定した地震動評価	平成25年 5月10日	相手方	訴外関電のFo-A - Fo-B及び熊川断層の3連動についての断層モデルパラメータの内容	
甲49	大飯発電所3・4号機 FO-A~FO-B断層と熊川断層の連動を仮定したときの耐震安全性評価結果について	平成25年 5月10日	相手方	活断層Fo-A - Fo-B連動の場合及びFo-A - Fo-Bと熊川断層の三連動の場合に訴外関電が求めたそれぞれの各機器設備ごとの発生値(評価値)の内容	
甲50	表2.1 強震断層モデルのパラメータ一覧	平成24年 3月31日	南海トラフの巨大地震モデル検討会	南海トラフの巨大地震モデル検討会がまとめた「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)」の巻末資料にある表である。同検討会は、各セグメント毎の強震動生成域(アスペリティ)の割合(asp)として0.11~0.12を取っている事実。	
甲51	統計的グリーン関数の最大加速度・最大速度の距離減衰特性	2007年11月	佐藤智美	甲51、50頁の(1)、(2)、(4)及び(7)及び応力降下量については相手方の断層パラメータ式を用いれば、加速度が $M_0 / asp^{(1/3)}$ に比例するという関係が得られること。	
甲52	震動予測手法に関するベンチマークテスト - 統計的グリーン関数法の場合(その1) -	2011年2月	加藤研一他	甲50、2頁の(1)式で $S(f)$ の中の $(2-f)^2 M_0 / (1+(f/f_0)^2)$ も同様である。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲53	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説(抄)	写 平成22年 2月10日	原子力安全基盤機構	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第22条及び第24条の解釈。	
甲54	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第5条への適合性に関する審査要領(内規)(抄)	写 平成20年 4月13日	経済産業省原子力安全・保安院	省令62号第5条の解釈で、新耐震設計審査指針適合の場合の具体的な評価手法は、Sクラスの各施設の基準地震動による地震力に対して安全機能の保持ができることを求め、原子力発電所耐震設計技術指針(追補版)(JEAG4601-1991)(甲55)によることとしている事実。	
甲55	原子力発電所耐震設計技術指針追補版JEAC4601-1991(抄)	写 平成3年 12月20日	社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会	動的機器の耐震性評価法の項目を設け、地震時または地震後に動的機能が要求される設備として制御棒駆動機構をあげている事実(199頁から)	
甲56	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(抄)	写 平成23年 10月7日	原子力安全・保安院	旧耐震設計審査指針を適用して設置又は設置変更が許可された発電用原子力設備については、旧耐震設計審査指針に適合することが求められ、具体的には同様に地震時の制御棒挿入性の評価手法を規定する原子力発電所耐震設計技術指針(追補版)(JEAG4601-1991)(甲55)の定める評価手法によるべきことが、省令62号5条(耐震性)の解釈(原子力安全・保安院の作成)でも記載されている事実。	
甲57	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(抄)	写 平成25年 6月28日	原子力規制委員会	原子炉等規制法第43条の3の14第1項に基づき規則が定められている事実及び規則の具体的内容。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲58	耐震設計に係る工 認審査ガイド (抄)	写 平成25年 6月19日	原子力規 制委員会	新規制基準の下でも、動的機能 の確認内容として、「JEAG 4 6 0 1の規定を参考に設定されて いる評価基準値」を用いると し、このJEAG 4 6 0 1は、JEAG 4 6 0 1 - 1 9 9 1追補版を含 むとしていることから、本件原 子炉についての地震時の制御棒 挿入性2.2秒の評価基準値は 法改正後も従前と変わりなく維 持されている事実。	
甲59	発電用原子炉施設 の耐震安全性に関 する安全審査の手 引き	写 平成22年 12月10日	原子力安 全委員会	耐震設計審査指針の運用・解釈と して安全側の判断を行うべきとさ れていたこと。	
甲60	敷地内及び敷地周 辺の地質・地質構 造調査に係る審査 ガイド	写 平成25年 6月19日	原子力規 制委員会	基準地震動及び基準津波の策 定並びに地盤の安定性評価等 に必要な調査及びその評価の 妥当性を厳格に確認するため にガイドが定められている事 実及びその内容	
甲61	大飯発電所敷地内 破砕帯の調査に関 する有識者会合第 6回評価会合議事 録(抄)	写 平成25年 9月2日	原子力規 制委員会	同日の大飯発電所敷地内破砕帯 の調査に関する有識者会合第6 回評価会合の議論内容	
甲62	東京新聞2013年9 月3日	写 2013年9 月3日	東京新聞 社	大飯発電所敷地内破砕帯の調査 に関する有識者会合第6回評価 会合に関する報道内容	
甲63	大飯発電所敷地内 破砕帯の追加調査 - 最終報告 - 概要 版	写 平成25年 8月19日	関西電力	訴外関電が、「F - 6破砕帯は 活断層ではない」と結論付けて いる事実	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲64	「関西電力大飯原子力発電所敷地内破砕帯に関する有識者会合第5回評価会合」と題する書面	写 2013.08.19	渡辺満久	有識者会合委員である渡辺満久氏が、「南側トレンチの破砕帯は完全に固結していた。他方、山頂トレンチで確認された破砕帯は『極めて軟弱な破砕帯』である」、そのため山頂トレンチで確認された破砕帯の「新しい時代の動きを否定できない」との意見を出したこと。既往トレンチから南側トレンチの西側を通過して延びているのではないかと指摘し、「ボーリング 51と 39の間までは掘削すべきである。・・・とコメントしてきた」と述べている事実。	
甲65	南側トレンチ等を踏まえた大飯原発敷地内破砕帯評価	写 2013.08.19	重松紀生	有識者会合委員の重松紀生氏が、断層面の運動方向の痕跡（条線）から、山頂トレンチの応力と南側トレンチの応力データが一致しないと指摘し、さらに、山頂トレンチ破砕帯の活動時期が評価されていないとして、活動時期の評価を求めていること。	
甲66	大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第4回評価会合議事録（抄）	写 平成25年7月8日	原子力規制委員会	島崎邦彦原子力規制委員会委員長代理が第4回評価会合で「実際には逃がしてしまったわけですよ」「今回、必ずこの中に入るといってボーリングをして、その中から、実はF-6が入っていなかったということを考えて、やはりさらに西側で逃がしている可能性も一応考えて、たとえ1本でもいいから、ボーリングを打っていただければ、非常に安心すると。それだけのことなんですけどね。」と南側トレンチの西側に破砕帯が存在しないのかを確認する必要性について述べていた事実。また、廣内大助委員も、過去のF-6評価との整合性を示すべき旨の発言をした事実。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲67	大飯発電所 7月27・28日現地調査結果	写 2013.08.19	廣内大助	有識者会合委員の廣内大助氏が、ボーリング 37で確認されている破砕帯は「西傾斜、走行も近い。規模の大きな破砕帯に連続する可能性はないのか?」と指摘した事実。「これまでF-6の認定根拠としていた資料が何だったのかを含めて、もう少し丁寧な説明が必要」と述べ、過去のF-6評価との整合性を示すべきと主張している事実。	
甲68	大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合議事録(抄)	写 平成25年8月19日	原子力規制委員会	同日の大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合の議論内容	
甲69	大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査-最終報告-コメント回答(抄)	写 平成25年9月2日	関西電力	同日の「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第6回評価会合」における事業者側の配付資料である。同日の訴外関電の説明内容。	
甲70	2013/09/02 大飯原発有識者会合、「活断層か否か」で意見割れるも、大手メディアは「『活断層ではない』で見解一致」と一斉報道 規制庁は報道を否定「メディアの先走り」を疑問視する声も	写 2013年9月2日	IWJ Independent Web Journal	独立系メディアIWJのウェブサイトからコピーしたものである。原子力規制庁担当者が、IWJの取材に対して、「島崎委員は『一致した』とは言っていない。『一定の方向性が出た』という島崎委員の発言を受けてそう報道したのではないか」と回答した事実。	
甲71	平成25年度第21回原子力規制委員会(議事次第)	写 平成25年9月5日	原子力規制委員会	同日の原子力規制委員会の議題には大飯発電所の問題が上程されていなかった事実。	
甲72	平成25年度第21回原子力規制委員会議事録(抄)	写 平成25年9月5日	原子力規制委員会	同日の原子力規制委員会の議事内容。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲73	新規制施行後の審査等について(案)	写 平成25年 3月19日	原子力規制委員会	同日の平成24年第33回原子力規制委員会の配付資料である。敷地内破砕帯評価を実施中の発電所については、原子力規制委員会としての一定の見解のとりまとめを、原則、審査開始の前提とする旨の確認が原子力規制委員会でなされていた事実。	(案)とあるが、規制委員会で異議無く確認済み。
甲74	原子力規制委員会記者会見録(抄)	写 平成25年 9月5日	原子力規制委員会	平成25年9月5日の規制委員会会合の後の記者会見で、大飯発電所の審査入りの手続きについて記者から疑問が出された事実。	
甲75	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	写 平成25年 6月19日	原子力規制委員会	基準津波の設定に関する審査ガイドの存在及びその内容。	
甲76	新規制基準適合性審査に係る申請の概要について(大飯発電所3,4号機、高浜発電所3,4号機)(抄)	写 平成25年 7月16日	関西電力	平成25年7月8日に事業者である訴外関電が大飯3・4号機について新規制基準に基づく設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可を申請し、そこでは、津波に関して、水位上昇側の「基準津波」として「大陸棚外縁～B～野坂断層」を波源とするものを想定し、T.P.+4.33メートル(1,2号機放水ピット)との評価をしている事実。	
甲77	関西電力(株)大飯発電所3・4号機の申請内容に係る主要な論点	写 平成25年 7月23日	原子力規制委員会	大飯3・4号機の新基準適合性審査は、F-6破砕帯にかかる調査の結果を踏まえ、原子力規制委員会として一定の見解が取りまとまった後に審査を進めるということで、審査は先送りにされていた事実。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲78	福井県における津波シミュレーション結果について	写 平成24年 9月3日	福井県危機対策・防災課	福井県は、「東日本大震災を踏まえ、県内沿岸市町が津波対策の参考とするための基礎的資料として、県独自で津波高や浸水深の計算（津波シミュレーション）を行いました」としてシミュレーション結果を公表している事実。 同シミュレーションにおいて、大飯原発の立地しているおおい町大島付近で最高5.01mと大きな津波を予測している事実。	
甲79	日本海の未知の大地震による津波のシミュレーション：若狭湾北方沖の場合	写 2006 年10月 1日	神戸大学 石橋克彦・原田智也	若狭湾の北～北北西方向沖合にある活断層による大地震が引き起こす津波に関するシミュレーション。断層長さ80kmのとき、4mを超える津波が若狭沿岸に押し寄せると結論。	
甲80	関西電力（株）高浜発電所3・4号機の申請内容に係る主要な論点	写 平成25年 7月23日	原子力規制委員会	「第2回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、「福井県による津波評価の波源である若狭海丘列断層（約90km）を基準津波の波源の一つとして評価し直すこと。」という論点が提示された事実。	
甲81	高浜発電所3,4号機の審査会合における指摘事項の対応について	写 平成25年 7月31日	関西電力	訴外関電が、「第5回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、高浜発電所3・4号機について「若狭海丘列付近断層については、福井県の津波評価である約90kmとして評価し、基準津波として検討を行っていくこととします。」と表明した事実。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲82	高浜発電所の基準 津波について (抄)	写 平成25年 8月14日	関西電力	訴外関電のシミュレーション で、「若狭海丘列付近断層による 津波」と「海底地すべりによる 津波」を重畳させた仮定として、 T.P. + 3.99メートル(取水口前 面)という結果が出た事実。	
甲83	原子力発電所の新規 規制基準適合性に 係る審査会合第8 回議事録(抄)	写 平成25年 8月14日	原子力規 制委員会	同日の審査会合で、原子力規制 庁の小林勝管理官から、「まだ津 波の高さについて確定したわけ じゃないんで、この変更もあり得 るかもしれませんけど」という発 言があった事実。	
甲84	高浜発電所の基準 津波に関するコメ ント回答(抄)	写 平成25年 8月28日		平成25年8月28日開催の「第14 回原子力発電所の新規規制基準 適合性に係る審査会合」で、訴外 関電から、高浜発電所に関して、 若狭海丘列付近断層+海底地滑り (エリアA)の組み合わせにより、 取水口前面でT.P. + 4.02メー トルという値が提示された事実。	
甲85	完訳フロイス日本史 3 安土城と本能寺 の変	写 2000.3.25 発行中央 公論新社	ルイス・フ ロイス 松 田毅一、 川崎桃太 訳	ルイス・フロイスが豊臣秀吉の時 代に経験した天正地震の記録で、 198頁に次のように記されてい る。「若狭の国には海に沿って、 やはり長浜と称する別の大きい町 があった(引用者注:この前に近 江の長浜に触れている)。そこ には多数の人々が入りし、盛んに 商売が行われていた。人々の大 いなる恐怖と驚愕のうちにその地 が数日間揺れ動いた後、海が荒 れ立ち、高い山にも似た大波が、 遠くから恐るべき唸りを発しなが ら猛烈な勢いで押し寄せてその町 に襲いかかり、ほとんど痕跡を留 めないまでに破壊してしまった。 高潮が引き返す時には、大量の 家屋と男女の人々を連れ去り、そ の地は塩水の泡だらけとなって、 いっさいのものが海に飲みこまれ てしまった」。長浜とは小浜のこと かとも言われている。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲86	若狭湾沿岸における津波堆積物の調査結果について	写 2012年12月18日	関西電力ほか	訴外関電らは、若狭湾岸の三方五湖(久々子湖、菅湖、中山湿地)や敦賀半島先端の猪ヶ池等において津波堆積物の調査を行っており、猪ヶ池で「高波浪または津波が成因の可能性がある」砂層が確認された事実。	
甲87	第8回 地震・津波に関する意見聴取会議事録(抄)	写 平成23年12月27日	原子力安全・保安院	天正地震による津波に関し、津波に否定的な訴外関電らの久々子湖調査報告が説明されたことに対し(18頁)、岡村委員から批判が出されたこと(21~22頁)。	
甲88の1	第9回 地震・津波に関する意見聴取会議事録(抄)	写 平成24年1月25日	原子力安全・保安院	甲88の2に書かれた委員の意見が、議事録では17頁に山本博文委員の意見として記録されている。	
甲88の2	地震・津波 資料9-3-1 若狭湾沿岸における天正地震による津波堆積物調査(現地調査の概要)	写 平成24年1月10日	原子力安全・保安院	出席委員からの主な指摘事項として、「敦賀半島の突端の『猪ヶ池』でポーリングをやらないのは何故か。猪ヶ池は海水が入っていない池であり、そこで津波堆積物が出なかったら、5メートル以下の津波であったということの論証のひとつとなる。調査すべきと思う」が記述されている。	
甲89	「若狭湾沿岸における天正地震における津波」に対する見解(案)	写 平成24年1月25日	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が「天正年間も含めてデータを拡充するために、津波堆積物について、さらなる追加調査を行う。」という見解を有していた事実。	
甲90	第17回 地震・津波に関する意見聴取会 議事録(抄)	写 平成24年6月22日	原子力安全・保安院	津波に関する猪ヶ池の調査結果についての債務者の説明に対し、それに批判的な見解が複数の委員から出されたこと(39~41頁)。また、シミュレーションの必要性が山本委員から指摘されている(18頁)。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲91	出雲と大和のあけぼの-丹後風土記の世界	写 2007.9.20 初版発行 大元出版	齋木雲州	丹後風土記(残欠)には大宝元年に大津波が丹後地方を襲ったという記述がある。140頁に「大宝元年3月巳亥のに、地震が3日間続いた。この郷が一夜にして、青い海となった」と書かれている。	
甲92	波せき地蔵記事	写 2011.6.27	毎日新聞 京都版	丹後風土記に登場する真名井神社には波せき地蔵があり、そこで津波を切り返したと言いつえられている。その標高は40メートルとも言われている。そのことを伝える記事。	
甲93	主張書面(抄)	写 平成24年 6月29日	関西電力	別訴(大阪地方裁判所平成24年(ヨ)第262号、同第318号)において、訴外関電が大宝地震津波や波せき地蔵の伝承を否定する主張をしている事実。	